

佐久市地域防災計画

令和 6 年度修正（案）追加分

（令和 7 年 1 月）

新旧対照表

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄												
第2章 災害予防計画 第5節 広域相互応援計画 1 相互応援協定の締結等 (2) 関係団体等との協定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>協定締結先</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-35)</td><td>長野県建設業協会 佐久支部 長野県建設業協会 南佐久支部</td><td>市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等に、協会を通じて全県に応援を要請することができる。</td></tr> </tbody> </table> 2 相互応援体制の整備 (3) 佐久市災害時受援計画に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れや、受援担当者の選定、情報共有、応援職員等の執務スペースの確保等、各種調整を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	協定名	協定締結先	備考	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-35)	長野県建設業協会 佐久支部 長野県建設業協会 南佐久支部	市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等に、協会を通じて全県に応援を要請することができる。	第2章 災害予防計画 第5節 広域相互応援計画 1 相互応援協定の締結等 (2) 関係団体等との協定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th><th>協定締結先</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-35)</td><td>長野県建築士会 佐久支部 長野県建築士会 南佐久支部</td><td>市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等に、協会を通じて全県に応援を要請することができる。</td></tr> </tbody> </table> 2 相互応援体制の整備 (3) 佐久市災害時受援計画に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れや、受援担当者の選定、情報共有、応援職員等の執務スペースの確保等、各種調整を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	協定名	協定締結先	備考	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-35)	長野県建築士会 佐久支部 長野県建築士会 南佐久支部	市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等に、協会を通じて全県に応援を要請することができる。	P84-1 協定締結先の誤りを修正 P84-2 風水害編第3章第4節に付随して修正
協定名	協定締結先	備考												
大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-35)	長野県建設業協会 佐久支部 長野県建設業協会 南佐久支部	市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等に、協会を通じて全県に応援を要請することができる。												
協定名	協定締結先	備考												
大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5-35)	長野県建築士会 佐久支部 長野県建築士会 南佐久支部	市内の建設業団体等のみでは応急対応ができない大規模災害時等に、協会を通じて全県に応援を要請することができる。												

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第12節 避難収容活動計画 1 避難場所の確保 (8) 感染症の自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、避難先の確保に努めるものとする。 災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。 指定緊急避難場所については、必要に応じ隣接市町村と緊急避難場所の相互提供等について協議しておき、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。	第12節 避難収容活動計画 1 避難場所の確保 (8) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、避難先の確保に努めるものとする。 災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。 指定緊急避難場所については、必要に応じ隣接市町村と緊急避難場所の相互提供等について協議しておき、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。	P100 風水害編第3章第4節 に付随して修正

佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害編）

新	旧	備考欄
第3章 災害応急対策計画 第18節 保健衛生、感染症予防活動 1 感染症予防活動 （6）被災地において感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。 また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。	第3章 災害応急対策計画 第18節 保健衛生、感染症予防活動 1 感染症予防活動 （6）被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。 また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。	P386 風水害編第3章第4節 に付随して修正